

公告関係資料の入手方法の変更及び電子入札の導入について

平成 29 年 3 月 15 日

平成 29 年 4 月以降の入札公告から近畿経済産業局の入札案件については公告関係資料の入手方法が変わります。また、全ての入札案件で電子入札が可能となります。

1. 公告関係資料の入手方法の変更

従来は「統一資格審査申請・調達情報検索サイト」に全ての資料を掲載していましたが、公告関係資料を削減し効率化を図るため、各入札案件に共通の定型資料は「近畿経済産業局ホームページ」に掲載します。定型資料は一度ダウンロードすれば他の入札案件でもご利用いただけます。

また、入札説明書を廃止し、入札公告に内容を集約します。入札説明会には、各種資料を各自ご持参くださいますようお願いいたします。

(1) 入札案件によって内容が異なる資料（入札公告、仕様書等）

[統一資格審査申請・調達情報検索サイト](#)からダウンロード

(2) 各入札案件に共通の定型資料（入札心得、各種様式等※）

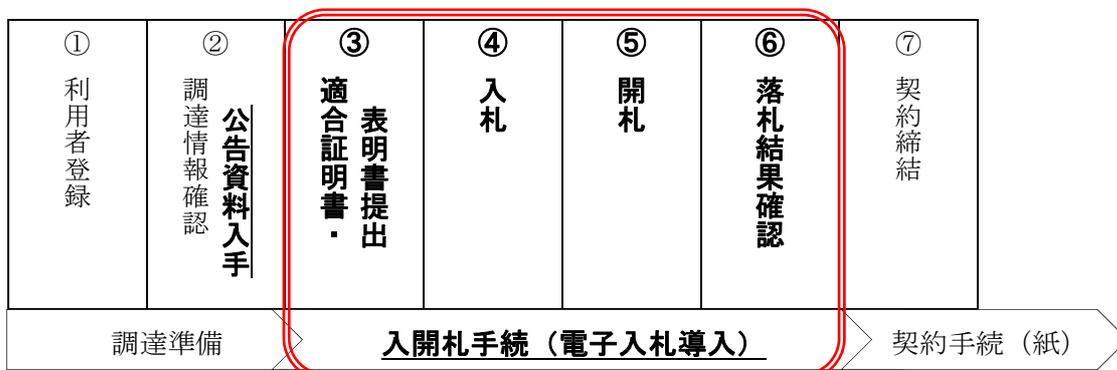
[近畿経済産業局ホームページ](#)からダウンロード

※落札決定方式（総合評価、最低価格）によりダウンロードする資料が異なりますので、詳細は入札公告資料表紙をご確認ください。

2. 電子入札の導入

近畿経済産業局の入札案件については、全ての入札案件で、[電子調達システム（政府電子調達：GEP S）](#)を利用した入開札手続（電子入札）が可能となります。入開札手続について、今後は、原則、電子調達システムを利用することになりますが、やむを得ない理由により利用できない場合は、理由書を提出すれば紙による入開札手続も可能です。また、電子調達システムの利用範囲は、下図二重枠内（③～⑥番）となります。

なお、契約手続は従来どおり、紙による契約書で契約締結を行います。



本件に関する問合せ先
近畿経済産業局総務企画部会計課
電話 06-6966-6002（ダイヤルイン）